

○ 農村地域復興再生基盤総合整備事業（平成25年2月26日付け24農振第2171号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>別紙1（復興再生基盤総合整備事業に係る運用）</p> <p>第2 事業の内容等</p> <p>3 事業メニュー</p> <p>本事業で実施できる工種及び内容は次表に定めるとおりとする。なお、本事業を土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下この別紙において「令」という。）第50条第10項に定める農業振興地域における良好な生活環境を確保するための施策等を整備する事業として行う場合にあっては、その工種が次表の2の項に掲げるものであることとする。</p> <p>[略]</p>	<p>別紙1（復興再生基盤総合整備事業に係る運用）</p> <p>第2 事業の内容等</p> <p>3 事業メニュー</p> <p>本事業で実施できる工種及び内容は次表に定めるとおりとする。なお、本事業を土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下この別紙において「令」という。）第50条第9項に定める農業振興地域における良好な生活環境を確保するための施策等を整備する事業として行う場合にあっては、その工種が次表の2の項に掲げるものであることとする。</p> <p>[略]</p>

別紙2-1（農地整備事業に係る運用）

第2 定義

3 担い手 次に定める基準を満たす農業者又は農業者の組織する団体をいう。なお、それぞれの地域の実情を勘案（市町村基本構想における営農類型ごとの農業経営の指標等を勘案することをいう。）できるものとする。

(1) 農業者（農業生産法人を含む。）の場合

認定農業者（農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定を受けた者をいう。以下この別紙において同じ。）であること又は次に掲げる全ての要件を備えていること。

ア・イ [略]

ウ 生産基盤整備事業等（別表の区分の欄の1から3までの事業及び東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律（平成23年法律第43号）第2条第3項に規定する復旧関連事業をいう。以下この別紙において同じ。）の完了時における経営等農用地の面積（農業生産法人にあっては、経営等農用地の面積をその常時従事者たる構成員の数で除して算出した面積）が、おおむね3.5ヘクタール（露地野菜単一経営、果樹単一経営及び施設園芸単一経営にあっては作物ごとに市町村長が県知事と協議して定める面積）を超えていること。

なお、この基準の適用が困難な地域にあっては、市町村長が知事と協議してこの基準と異なる面積とすることができるが、この協議に際して知事はあらかじめ地方農政局長の意見を聴くものとする。

エ [略]

第5 採択要件

1 経営体育成型

(1) [略]

(2) アからウまでのいずれかの要件を満たすこと。

ア・イ [略]

ウ 次に定める要件を全て満たすこと。

(ア) 事業完了時点において、次のいずれかを満たす農業生産法人等が育成されることが確実と見込まれること。

① 農業生産法人が存在しない地区

事業開始時に農業生産法人が設立されていない地区においては、生産基盤整備事業等の完了時において、経営所得安定対策実施要綱（平成22年経営第7137号）第7に基づき交付金の交付を受ける農業者（以下この別紙において「経営所得安定対策の加入者」という。）となる農業生産法人が設立されることが確実と見込まれること。

② 農業生産法人が存在する地区

事業開始時に特定農業法人以外の農業生産法人が設立されている地区においては、生産基盤整備事業等の完了時において、当該農業生産法人が特定農業法人として農業経営基盤強化促進法第23条第7項に基づく農用地利用規程に定められることが確実と見込まれるとともに、経営所得安定対策の加入者となることが確実と見込まれること。

(イ) [略]

(3) 農業経営高度化支援事業（別表の区分の欄の4の農業経営高度化支援事業をいう。以下この別紙において同じ。）を行う場合にあっては、次に定める要件を満たすこと。

ア～ウ [略]

エ 農業生産法人等農地集積促進事業（別表の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(3)のエの

別紙2-1（農地整備事業に係る運用）

第2 定義

3 担い手 次に定める基準を満たす農業者又は農業者の組織する団体をいう。なお、それぞれの地域の実情を勘案（市町村基本構想における営農類型ごとの農業経営の指標等を勘案することをいう。）できるものとする。

(1) 農業者（農業生産法人を含む。）の場合

認定農業者（農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定を受けた者をいう。以下この別紙において同じ。）であること又は次に掲げる全ての要件を備えていること。

ア・イ [略]

ウ 生産基盤整備事業等（別表の区分の欄の1から3までの事業をいう。以下この別紙において同じ。）の完了時における経営等農用地の面積（農業生産法人にあっては、経営等農用地の面積をその常時従事者たる構成員の数で除して算出した面積）が、おおむね3.5ヘクタール（露地野菜単一経営、果樹単一経営及び施設園芸単一経営にあっては作物ごとに市町村長が県知事と協議して定める面積）を超えていること。

なお、この基準の適用が困難な地域にあっては、市町村長が知事と協議してこの基準と異なる面積とすることができるが、この協議に際して知事はあらかじめ地方農政局長の意見を聴くものとする。

エ [略]

第5 採択要件

1 経営体育成型

(1) [略]

(2) アからウまでのいずれかの要件を満たすこと。

ア・イ [略]

ウ 次に定める要件を全て満たすこと。

(ア) 事業完了時点において、次のいずれかを満たす農業生産法人等が育成されることが確実と見込まれること。

① 農業生産法人が存在しない地区

事業開始時に農業生産法人が設立されていない地区においては、生産基盤整備事業等の完了時において、農業者戸別所得補償制度実施要綱（平成22年経営第7133号）第7に基づき交付金の交付を受ける農業者（以下この別紙において「農業者戸別所得補償制度の加入者」という。）となる農業生産法人が設立されることが確実と見込まれること。

② 農業生産法人が存在する地区

事業開始時に特定農業法人以外の農業生産法人が設立されている地区においては、生産基盤整備事業等の完了時において、当該農業生産法人が特定農業法人として農業経営基盤強化促進法第23条第7項に基づく農用地利用規程に定められることが確実と見込まれるとともに、農業者戸別所得補償制度の加入者となることが確実と見込まれること。

(イ) [略]

(3) 農業経営高度化支援事業（別表の区分の欄の4の農業経営高度化支援事業をいう。以下この別紙において同じ。）を行う場合にあっては、次に定める要件を満たすこと。

ア～ウ [略]

エ 農業生産法人等農地集積促進事業（別表の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(3)のエの

農業生産法人等農地集積促進事業をいう。以下この別紙において同じ。)を行う場合にあつては、経営所得安定対策加入経営体集積率(当該事業の受益面積に占める農業生産法人等及び高度経営体のうち経営所得安定対策加入経営体の経営等農用地の面積の割合をいう。以下この別紙において同じ。)が50%以上となることとする。

2～4 [略]

第6 計画の作成

1～3 [略]

4 耕作放棄地型

都道府県知事は、耕作放棄地型を実施しようとするときは、別紙1-2の第4の4に定めるところにより、令第50条第6項の遊休農地利用増進土地改良整備計画(以下この別紙において「遊休農地利用増進整備計画」という。)を作成するものとする。

5・6 [略]

別表

区分	事業種類	事業内容	備考
1～3	[略]	[略]	[略]
4 農業経営高度化支援事業	(1)・(2) [略] (3) 農業経営高度化促進事業 ア～ウ [略] エ 農業生産法人等農地集積促進事業 オ [略] (4)・(5) [略]	[略] 農業生産法人等 <u>経営所得安定対策</u> 加入経営体への農用地の利用集積に向けた促進支援	[略]
5 [略]	[略]	[略]	

農業生産法人等農地集積促進事業をいう。以下この別紙において同じ。)を行う場合にあつては、農業者戸別所得補償制度加入経営体集積率(当該事業の受益面積に占める農業生産法人等及び高度経営体のうち農業者戸別所得補償制度加入経営体の経営等農用地の面積の割合をいう。以下この別紙において同じ。)が50%以上となることとする。

2～4 [略]

第6 計画の作成

1～3 [略]

4 耕作放棄地型

都道府県知事は、耕作放棄地型を実施しようとするときは、別紙1-2の第4の4に定めるところにより、令附則第5項の遊休農地利用増進土地改良整備計画(以下この別紙において「遊休農地利用増進整備計画」という。)を作成するものとする。

5・6 [略]

別表

区分	事業種類	事業内容	備考
1～3	[略]	[略]	
4 農業経営高度化支援事業	(1)・(2) [略] (3) 農業経営高度化促進事業 ア～ウ [略] エ 農業生産法人等農地集積促進事業 オ [略] (4)・(5) [略]	[略] 農業生産法人等 <u>戸別所得補償制度</u> 加入経営体への農用地の利用集積に向けた促進支援	[略]
5 [略]	[略]	[略]	

別紙2-2（農地整備事業に係る取扱い）

第2 事業の内容

1～2 [略]

3 共通事項

(1) [略]

(2) 農業経営高度化支援事業

ア～キ [略]

ク 農業経営高度化促進事業の実施にあたっては、以下のとおりとする。

(ア)・(イ) [略]

(ウ) 農業生産法人等農地集積促進事業

経営所得安定対策加入者への農用地の利用集積の促進に資するものとなるよう配慮するものとする。

(エ) [略]

ケ～ス [略]

(3) [略]

第7 助成

1～6 [略]

7 農業経営高度化促進事業の助成の限度額は、生産基盤整備事業等の総事業費に以下の助成割合を乗じた額とする。

(1)～(3) [略]

(4) 農業生産法人等農地集積促進事業

ア 経営所得安定対策加入経営体集積率が50%以上55%未満の場合にあつては、0.050

イ 経営所得安定対策加入経営体集積率が55%以上60%未満の場合にあつては、0.055

ウ 経営所得安定対策加入経営体集積率が60%以上65%未満の場合にあつては、0.060

エ 経営所得安定対策加入経営体集積率が65%以上70%未満の場合にあつては、0.065

オ 経営所得安定対策加入経営体集積率が70%以上75%未満の場合にあつては、0.070

カ 経営所得安定対策加入経営体集積率が75%以上の場合にあつては、0.075

(5) [略]

8～9 [略]

10 東北地方太平洋沖地震により被災した地域に係る農業経営高度化促進事業の助成については、6及び7にかかわらず、高度経営体集積向上率、特定高度経営体集積率、高度経営体面的集積向上率、経営所得安定対策加入経営体集積率及び耕作放棄地面的集積率（以下「高度経営体集積向上率等」という。）の見込みによって算出される7の限度額の範囲内において、生産基盤整備事業等に着手する年度から促進計画又は活性化計画に定める目標年度の翌々年度までの間において、随時、実施することができるものとする。ただし、助成の累計額が、促進計画又は活性化計画に定める目標年度における高度経営体集積向上率等によって算出される7の限度額を超えることのないよう留意しなければならない。

11 10の農業経営高度化促進事業の助成は、土地改良事業負担金の償還費、機械経費等の投資的経費、農地賃貸借料一括前払費等、高度経営体や特定高度経営体による農地の利用集積と円滑な経営再開を促進するものとしなければならない。なお、この場合においては、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）は適用しないものとする。

別紙2-2（農地整備事業に係る取扱い）

第2 事業の内容

1～2 [略]

3 共通事項

(1) [略]

(2) 農業経営高度化支援事業

ア～キ [略]

ク 農業経営高度化促進事業の実施にあたっては、以下のとおりとする。

(ア)・(イ) [略]

(ウ) 農業生産法人等農地集積促進事業

農業者戸別所得補償制度加入者への農用地の利用集積の促進に資するものとなるよう配慮するものとする。

(エ) [略]

ケ～ス [略]

(3) [略]

第7 助成

1～6 [略]

7 農業経営高度化促進事業の助成の限度額は、生産基盤整備事業等の総事業費に以下の助成割合を乗じた額とする。

(1)～(3) [略]

(4) 農業生産法人等農地集積促進事業

ア 農業者戸別所得補償制度加入経営体集積率が50%以上55%未満の場合にあつては、0.050

イ 農業者戸別所得補償制度加入経営体集積率が55%以上60%未満の場合にあつては、0.055

ウ 農業者戸別所得補償制度加入経営体集積率が60%以上65%未満の場合にあつては、0.060

エ 農業者戸別所得補償制度加入経営体集積率が65%以上70%未満の場合にあつては、0.065

オ 農業者戸別所得補償制度加入経営体集積率が70%以上75%未満の場合にあつては、0.070

カ 農業者戸別所得補償制度加入経営体集積率が75%以上の場合にあつては、0.075

(5) [略]

8～9 [略]

[新設]

[新設]

(別記様式第23号)

- 1 [略]
- 2 事業の達成状況
 - (1) 農地利用集積の実績
 - ア [略]
 - イ 経営所得安定対策加入経営体への農地利用集積の実績

区 分	農用地 面 積 (ha)	経営所得安定対策加入経営体への使用収益権面積 (ha)								経営所得安定対策加入経営体への利用集積面積 (ha)				農用地面積に占める経営所得安定対策加入経営体への利用集積率 H/A (%)			
		経営所得安定対策加入経営体の所有面積		経営基盤強化法の賃借権設定		農地法第3条による賃借権設定		その他		計		経営基盤強化法の賃借権設定			作業者委託面積		
		地区内 B	地区外 C	地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外		地区内 H=B+D+F	地区外 I=C+G	計
事業実施前																	J
計 画	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	K1
増加ポイント K1-J																	() []
〇〇年度まで																	K2
増加ポイント K2-J																	

上段()：生産基盤整備事業等の完了時、下段[]：目標年度
注1：高農化支援事業を実施している場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。

(別記様式第23号)

- 1 [略]
- 2 事業の達成状況
 - (1) 農地利用集積の実績
 - ア [略]
 - イ 農業者戸別所得補償制度加入経営体への農地利用集積の実績

区 分	農用地 面 積 (ha)	農業者戸別所得補償制度加入経営体への使用収益権 面積 (ha)								農業者戸別所得補償制度加入経営体への利用集積面積 (ha)				農用地面積に占める農業者戸別所得補償制度加入経営体への利用集積率 H/A (%)			
		農業者戸別所得補償制度加入経営体の所有面積		経営基盤強化法の賃借権設定		農地法第3条による賃借権設定		その他		計		農業者戸別所得補償制度加入経営体の作業者委託面積					
		地区内 B	地区外 C	地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外	地区内 H=B+D+F	地区外 I=C+G		計		
事業実施前																	J
計 画	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	K1
増加ポイント K1-J																	() []
〇〇年度まで																	K2
増加ポイント K2-J																	

上段()：生産基盤整備事業等の完了時、下段[]：目標年度
注1：高農化支援事業を実施している場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。

(2) 経営所得安定対策加入経営体別農地利用集積方法

権利等	経営所得安定対策加入経営体区分									
	個別農業者		農業生産法人等①		農業生産法人等②		集落営農組織		計	
	人数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	組織数	面積(ha)	人数等	面積(ha)
自己所有地										
賃貸権設定										
経営受託										
基幹作業受託										
計										

注1：農業生産法人等①には運用第4の1の(2)のウの(ア)に該当するもの、農業生産法人等②には左記に該当しないものを記載する。
 注2：高産化支援事業を実施していない地区については、農業生産法人等①の区分欄にのみ入力し、その他の区分欄には斜線を引く。

(3) 経営所得安定対策加入経営体育成の実績

区分	個別農業者 (人)	農業生産法人等①		農業生産法人等②		集落営農組織 (組織数)
		(法人数)	うち特定農業法人	(法人数)	うち特定農業法人	
計画時						
完了時						
目標年度						
実績(〇〇年度まで)						

注1：農業生産法人等①には運用第4の1の(2)のウの(ア)に該当するもの、農業生産法人等②には左記に該当しないものを記載する。
 注2：高産化支援事業を実施していない地区については、農業生産法人等①の区分欄にのみ入力し、その他の区分欄には斜線を引く。
 注3：「完了時」とは生産基盤整備事業等の完了時、「目標年度」とは基盤整備関連経営体育成等促進計画の目標年度をいう。

3 農業生産法人等の状況

(1) 農業生産法人等の経営状況

農業生産法人等の名称	経営面積(ha)		農業生産法人となった日 (予定含む)	特定農業生産人となった日 (予定含む)	認定農業者認定日 (予定含む)	経営所得安定対策加入経営体となった日 (予定含む)	構成員数(人)	常時従事者数(人)	経営方針
	うち地区内								
〇〇法人									
△△法人									
××法人									

(2) [略]

(2) 農業者戸別所得補償制度加入経営体別農地利用集積方法

権利等	農業者戸別所得補償制度加入経営体区分									
	個別農業者		農業生産法人等①		農業生産法人等②		集落営農組織		計	
	人数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	組織数	面積(ha)	人数等	面積(ha)
自己所有地										
賃貸権設定										
経営受託										
基幹作業受託										
計										

注1：農業生産法人等①には運用第4の1の(2)のウの(ア)に該当するもの、農業生産法人等②には左記に該当しないものを記載する。
 注2：高産化支援事業を実施していない地区については、農業生産法人等①の区分欄にのみ入力し、その他の区分欄には斜線を引く。

(3) 農業者戸別所得補償制度加入経営体育成の実績

区分	個別農業者 (人)	農業生産法人等①		農業生産法人等②		集落営農組織 (組織数)
		(法人数)	うち特定農業法人	(法人数)	うち特定農業法人	
計画時						
完了時						
目標年度						
実績(〇〇年度まで)						

注1：農業生産法人等①には運用第4の1の(2)のウの(ア)に該当するもの、農業生産法人等②には左記に該当しないものを記載する。
 注2：高産化支援事業を実施していない地区については、農業生産法人等①の区分欄にのみ入力し、その他の区分欄には斜線を引く。
 注3：「完了時」とは生産基盤整備事業等の完了時、「目標年度」とは基盤整備関連経営体育成等促進計画の目標年度をいう。

3 農業生産法人等の状況

(1) 農業生産法人等の経営状況

農業生産法人等の名称	経営面積(ha)		農業生産法人となった日 (予定含む)	特定農業生産人となった日 (予定含む)	認定農業者認定日 (予定含む)	農業者戸別所得補償制度加入経営体となった日 (予定含む)	構成員数(人)	常時従事者数(人)	経営方針
	うち地区内								
〇〇法人									
△△法人									
××法人									

(2) [略]

(別記様式第24号)

- 1 [略]
2 農業生産法人等の概要

農業生産法人等名 (法人形態)	農業生産法人 になった日	特定農業法人 になった日	認定農業者 になった日	経営所得安定対策 加入経営体 になった日	
()					
経営面積	営農状況			構成員数	常時従事者数
	うち地区内	作 目	作付面積		
田： ha	ha		ha	kg	
畑： ha	ha		ha	kg	
その他： ha	ha		ha	kg	

3～7 [略]

(別記様式第24号)

- 1 [略]
2 農業生産法人等の概要

農業生産法人等名 (法人形態)	農業生産法人 になった日	特定農業法人 になった日	認定農業者 になった日	農業者戸別所得 補償制度加入 経営体になった日	
()					
経営面積	営農状況			構成員数	常時従事者数
	うち地区内	作 目	作付面積		
田： ha	ha		ha	kg	
畑： ha	ha		ha	kg	
その他： ha	ha		ha	kg	

3～7 [略]